

島根県微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起実施要領

平成 25 年 4 月 24 日制定
平成 27 年 4 月 1 日最終改正
島根県環境生活部環境政策課

1 目的

この要領は、微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）による県民の健康被害を未然に防止するため、国が示した PM2.5 に係る「注意喚起のための暫定的な指針」（以下「指針」という。）に基づき、PM2.5 に係る注意喚起の実施について必要な事項を定める。

2 注意喚起の実施

（1）注意喚起実施の地域区分

県内を以下の 7 地域に区分し、各地域単位で注意喚起を実施する。

地域区分	市町村
松江地域	松江市、安来市
雲南地域	雲南市、奥出雲町、飯南町
出雲地域	出雲市
県央地域	大田市、川本町、美郷町、邑南町
浜田地域	浜田市、江津市
益田地域	益田市、津和野町、吉賀町
隠岐地域	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

（2）注意喚起実施の判断方法

大気環境測定局における PM2.5 濃度が、次に掲げる場合に、PM2.5 濃度の日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える可能性が高いと判断し、当該測定局がある地域（2（1）の地域）を対象に注意喚起を行う。ただし、広域的な視点から、注意喚起が必要と認められる場合は、隣接地域についても注意喚起を実施する場合がある。

ア 午前 5、6、7 時の 1 時間値の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上となった場合

イ 午前 5 時から 12 時までの 1 時間値の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上となった場合

ウ 上記の他、急激な濃度上昇があり、気象状況等から判断して日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合

（3）注意喚起情報の有効期間

注意喚起情報は、当日の 24 時まで有効とし、解除の通知は行わない。

（4）注意喚起の解除

注意喚起実施後、PM2.5 濃度の改善が認められ、17 時までに日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を下回ることが明らかであるときは、注意喚起の解除を行う。注意喚起の解除の判断の目安は、

当該局及び近隣局の濃度推移傾向も考慮しつつ、17 時までには注意喚起を行なった地域内の全ての測定局の1 時間値が2 時間連続して $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下となった場合とする。

3 注意喚起情報等の周知

(1) 県環境政策課からの情報発信

県環境政策課からの注意喚起情報又は注意喚起の解除情報の発信は、全ての地域を対象に、次の方法で行う。

ア 市町村、県関係課等への情報提供

様式1（注意喚起情報）又は様式2（注意喚起の解除情報）により、別紙1（平日）又は別紙2（休日）の情報伝達ルートでの情報提供

イ 「しまね防災メール」登録者へのメール配信

ウ 県ホームページへの掲載

エ 報道機関への情報提供

(2) 市町村、県関係機関等による周知

市町村、県関係機関は、別紙1（平日）又は別紙2（休日）のルートに従って注意喚起情報又は注意喚起の解除情報の周知を行う。

4 見直し

国が定めた「注意喚起のための暫定的な指針」の見直し等があった場合、必要に応じて見直しを行う。

5 施行期日

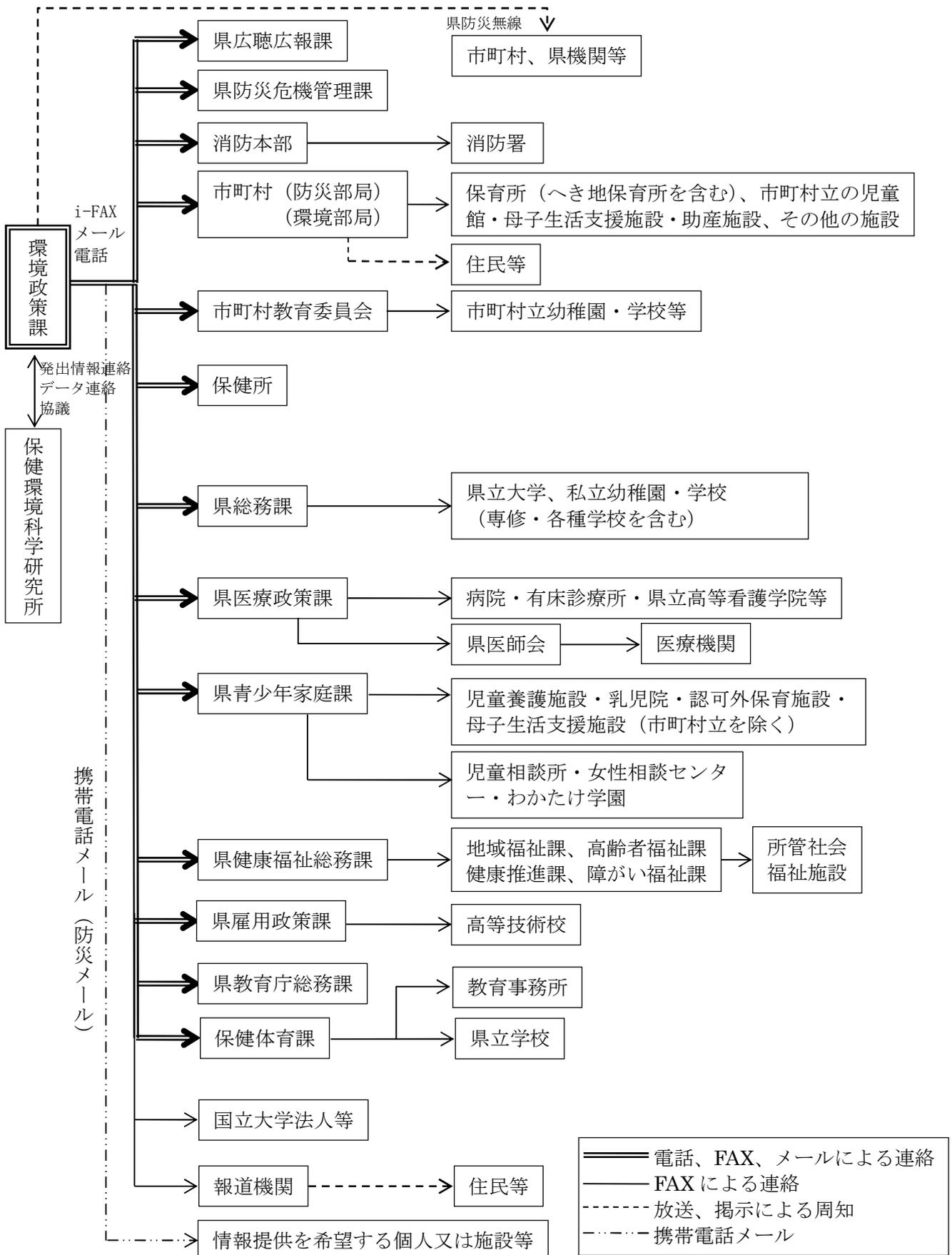
この要領は、平成25年4月24日から施行する。

改正履歴 平成25年12月4日一部改正・施行

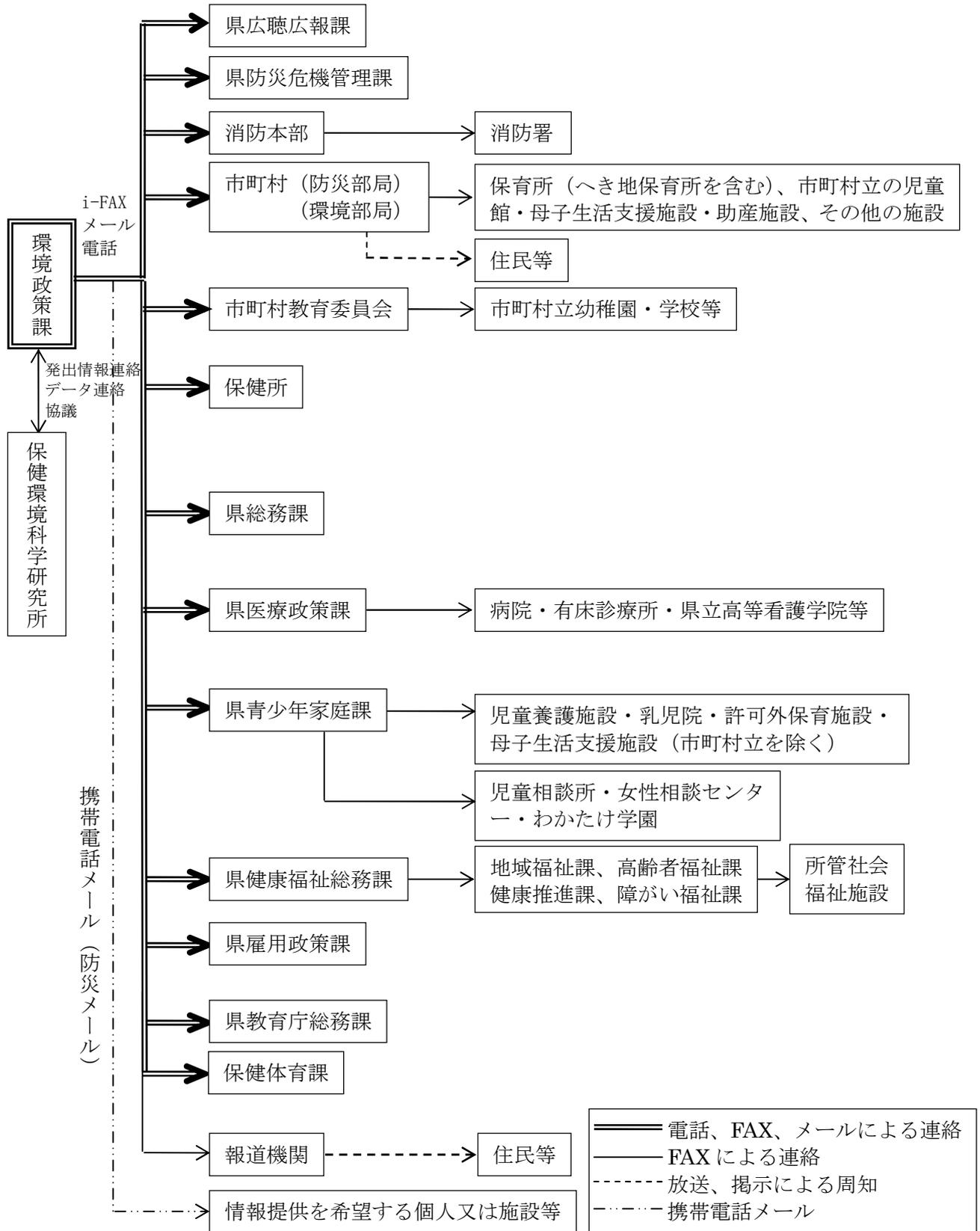
改正履歴 平成26年4月1日一部改正・施行

改正履歴 平成27年4月1日一部改正・施行

PM2.5 注意喚起情報伝達ルート (平日)



PM2.5 注意喚起情報伝達ルート (休日)



PM2.5 (微小粒子状物質) 注意喚起情報

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分発表
島根県環境生活部環境政策課
大気環境グループ (担当: 〇〇〇)
電話番号: 0852-22-5277

本日、〇〇地域、〇〇地域でPM2.5 濃度の日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想されますので、屋外での行動に当たっては、次のことに注意しましょう

- 不要不急の外出はできるだけ減らしましょう。
- 屋外での長時間の激しい運動はできるだけ減らしましょう。
- 呼吸器系疾患や循環器系疾患のある方、小児、高齢者等の方は、体調に応じて、より慎重に行動しましょう。

【対象市町村】 〇〇地域: 〇〇市、〇〇町
〇〇地域: 〇〇町、〇〇町

【注意喚起情報の有効期間】 本日の24時まで

(参考)

1 PM2.5 濃度の状況 (単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

地域	測定局	午前5時	午前6時	午前7時	3時間の 平均値	注意喚起実施 の基準
松江地域	安来局					3時間の平均 値が85超過
	国設松江局					
雲南地域	雲南局					
出雲地域	出雲局					
県央地域	大田局					
浜田地域	江津局					
	浜田局					
益田地域	益田局					
隠岐地域	隠岐酸性雨局					

2 その他

- 今後のPM2.5 濃度の状況は、県ホームページでご確認ください。
(<http://www.eco-shimane.jp/>)
- この情報は、本日のPM2.5 濃度に関する注意喚起情報です。明日以降も日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合は、その日に改めて注意喚起を行います。

PM2.5（微小粒子状物質）注意喚起の解除情報

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分発表
島根県環境生活部環境政策課
大気環境グループ（担当：〇〇〇）
電話番号：0852-22-5277

本日、〇〇地域、〇〇地域にPM2.5の注意喚起を行っていましたが、濃度の改善がみられ、日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるおそれなくなりましたので、お知らせします。

【対象市町村】 〇〇地域：〇〇市、〇〇町
〇〇地域：〇〇町、〇〇町

<※引き続き注意喚起を行う地域がある場合>

なお、〇〇地域（〇〇市、〇〇町）については、引き続きPM2.5濃度の日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるおそれがあります

（参考）

1 PM2.5濃度の状況（単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

地域	測定局	〇時	〇時	注意喚起の解除の目安
松江地域	安来局			1時間値が2時間連続して50未満
	国設松江局			
雲南地域	雲南局			
出雲地域	出雲局			
県央地域	大田局			
浜田地域	江津局			
	浜田局			
益田地域	益田局			
隠岐地域	隠岐酸性雨局			

2 その他

- 今後のPM2.5濃度の状況は、県ホームページでご確認ください。
(<http://www.eco-shimane.jp/>)